

上尾市選挙管理委員会告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定における選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、3 分の 1 及び 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 3 日

上尾市選挙管理委員会委員長 鈴木 博

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項における選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
3, 870 人
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
64, 496 人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項における選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
32, 248 人